

【裁定委員会】2023年11月9日付け決定

事案1

1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2023年11月9日（懲罰決定の日）から3か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2023年11月9日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・クラブ所属児童に対する暴言行為（人格を否定し、自尊感情を傷つける暴言）

## 事案 2-1

- 1 懲罰対象者  
U12 クラブコーチ
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2023年11月9日（懲罰決定の日）から1年間停止する。
- 3 懲罰の起算日  
2023年11月9日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・クラブ所属児童複数名に対する暴力行為（手で肩を押す、胸ぐらを掴み引っ張る有形力の行使）
  - ・クラブ所属児童複数名に対する暴言行為（人格を否定し、自尊感情を傷つける暴言）

## 事案 2-2

- 1 懲罰対象者  
U12 クラブコーチ
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2023年11月9日（懲罰決定の日）から3か月間停止する。
- 3 懲罰の起算日  
2023年11月9日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・クラブ所属児童複数名に対する暴言行為（人格を否定し、自尊感情を傷つける暴言）

### 事案 3

- 1 懲罰対象者  
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2023年11月9日（懲罰決定の日）から1年6か月間停止する。
- 3 懲罰の起算日  
2023年11月9日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要  
・所属選手に対する暴力行為（首を両手で絞める、喉及び腹部を指で押す有形力の行使）